

# 今月のお知らせ

## 暮らし

### 災害公営住宅の入居募集を停止します

災害公営住宅は、東日本大震災により住宅を失った人で、自力では住宅を確保できない人が低廉な家賃で入居できる公営住宅です。

大崎市内には、6団地170戸が完成し、随時入居申し込みを受け付けてきましたが、9月30日(金)で募集を停止します。空室が残りわずかの住宅や、すべて入居が決定した住宅もありますので、申し込みを検討している人は、早めに手続きをしてください。

**建築住宅課住宅管理係 ☎23-8054**

### 特別弔慰金の請求は済んでいますか

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(火)に公務扶助料や遺族年金などを受けている遺族(戦没者の妻、父母、子など)がいない場合、三親等内の先順位である遺族1人に額面25万円の特別弔慰金(国庫債券)が支給されます。

期間内に請求をしないと、時効で権利が消滅しますので注意してください。なお、申し込みから県の審査・裁定(決定)、国の国債発行まで1年以上の期間が必要です。

**請求期限** 平成30年4月2日(月)まで  
**請求場所** 社会福祉課および各総合支所市民福祉課地域福祉担当

※請求書類は社会福祉課と各総合支所市民福祉課地域福祉担当に備え付けています。

**社会福祉課地域福祉係 ☎23-6012**  
**各総合支所市民福祉課地域福祉担当**

### 8月は道路ふれあい月間です

道路は人や車が通るばかりではなく、上下水道やガスなどの通り道でもあり、わたしたちの暮らしには欠かせない大切な施設です。この機会に、もう一度道路の大切さについて考え、気持ちよく道路を使えるように、協力をお願いします。

**平成28年度推進標語**

道さきれい そんな所は 人さきれい  
皆さんへのお願い ①道路に出た樹木の枝は通行の妨げになります。枝払いに協力してください。 ②空き缶や紙くず、吸い殻などのポイ捨てはやめましょう。 ③交通安全のため、道路標識などを正しく理解し守りましょう。

**建設課道路維持係 ☎23-8015**

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の手続き

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者の医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、窓口での一部負担金の支払いが限度額までとなります。

希望する人は、保険給付課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きをしてください。発行期日は申請

を受け付けした月の初日からとなります。

また、すでに交付を受けている国民健康保険加入者が、8月以降も継続する場合は、更新手続きが必要です。すでに交付を受けている後期高齢者医療保険加入者は、保険証更新時に限度額適用・標準負担額減額認定証を同封しますので、更新手続きは必要ありません。

**持ち物** ①「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な人の被保険者証 ②世帯主の認印(朱肉を用いるもの) ③必要な人の個人番号のわかるもの ④世帯主の個人番号のわかるもの(国民健康保険加入者のみ)

※後期高齢者医療保険加入者の場合は本人の認印

**保険給付課国民健康保険担当 ☎23-6051**

### 宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験・受験講習

区分	期日	内容
受験講習	10月 5日(火) 13:00～16:00	受験者のうち受講を希望する人
試験	10月25日(火) 13:30～16:00	大崎市に責任技術者の登録を予定している人

**場所** 宮城県教育会館  
**料金** 受験講習6,000円、試験5,000円  
**申込** 8月3日(火)～9月8日(木)まで下水道課(三本木庁舎2階)に申し込み  
※申込書は下水道課で配布します。

**下水道課排水設備係 ☎52-5831**

### 国民年金保険料は口座振替で確実に納めましょう

国民年金保険料の納付を口座振替にすると、納め忘れの心配がありません。納め忘れがあると、将来受給する老齢基礎年金額が減額されたり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。また、口座振替で前納をすることで、保険料の割り引きを受けることができます。

納付や割り引きの詳細内容はお問い合わせください。

**古川年金事務所 ☎23-1200**  
**市民課年金係 ☎23-6079**

### シルバー事業の入会説明会

日時	場所
8月 8日(月) 10:00～	沼部公民館
8月10日(水) 10:00～	川渡地区公民館

**対象** 市内に住む、健康で働く意欲のある60歳以上の人

**大崎市シルバー人材センター ☎22-3138**

### 知っていますか 建退共制度

中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と、建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

事業主が掛け金を支払い、労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

詳しくは建退共ホームページ(<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>)で確認するか、お問い合わせください。

**建退共宮城県支部 ☎022-263-2973**

## 福祉

### 特別障害者手当・障害児福祉手当の申請

特別障害者手当、障害児福祉手当の申請には医師の診断書が必要です。

申請手続きを行う前に、社会福祉課障害福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当へお問い合わせください。

**受付場所** 社会福祉課障害福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当  
**特別障害者手当**

**対象者** 在宅で日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人  
**障害の程度** 国民年金の障害等級1級程度の障害が重複する、重度の障害  
**手当月額** 26,830円

**持ち物** 認定請求書、医師の診断書、所得状況届、年金証書、年金振込用の通帳、課税調査同意書、口座振込依頼書、印鑑、本人と扶養義務者の個人番号カードまたは通知カード

### 障害児福祉手当

**対象者** 在宅で、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人  
**障害の程度** 身体障害者手帳1級程度、療育手帳Aのうち相当の注意を要する程度の障害

**手当月額** 14,600円

**持ち物** 認定請求書、医師の診断書、所得状況届、課税調査同意書、口座振込依頼書、印鑑、本人と扶養義務者の個人番号カードまたは通知カード

**社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167**

### 特別障害者手当・障害児福祉手当の現況届

特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。

**受付期間** 8月16日(火)～18日(木)

**受付場所** 社会福祉課障害福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当  
**社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167**

### 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が改正されました

8月に支給する手当額(平成28年4月～7月分)が改正されました。

#### 児童扶養手当

区分	変更前	変更後
全部	42,000円	42,330円
一部	9,910円 ～41,990円	9,990円 ～42,320円

#### 特別児童扶養手当

区分	変更前	変更後
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

**子育て支援課児童福祉係 ☎23-6045**  
**または各総合支所市民福祉課**

### 児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届

児童扶養手当の受給資格者は、8月1日から8月31日までに現況届の提出が、特別児童扶養手当の受給資格者は、8月12日から9月11日までに所得状況届の提出がそれぞれ義務づけられています。この届け出をしないと8月以降の手当が支給されません。所得制限で

手当が全部停止になっている人も届け出が必要です。

**受付時間** 9時～16時30分

**持参する物** 印鑑、手当証書、添付書類(受給者に送付する通知書に記載)

地域	日時	場所
古川	8月16日(火)～18日(木)	市役所本庁舎北会議室 ※特別児童扶養手当のみ
	8月20日(土)～22日(月)	市役所本庁舎北会議室 ※児童扶養手当のみ
松山	8月15日(月)～17日(水)	松山総合支所
三本木	8月16日(火)～18日(木)	三本木総合支所
鹿島台	8月15日(月)～17日(水)	鹿島台総合支所
岩出山	8月15日(月)～17日(水)	岩出山総合支所
鳴子温泉	8月16日(火)～18日(木)	鳴子保健・医療・福祉総合センター
田尻	8月15日(月)～17日(水)	田尻スキップセンター

#### 児童扶養手当

次の要件にあてはまる、ひとり親家庭の父または母、児童の養育者に、児童の18歳の年度末まで(心身に一定の障害を持つ児童は20歳まで)支給されます。

①父母が婚姻関係を解消した児童 ②父か母が死亡した児童 ③父か母が重度の障害者である児童 ④父か母が1年以上にわたり遺棄・拘禁・生死不明である児童 ⑤母が婚姻によらず懐胎した児童 ⑥DVを理由に父か母が裁判所から保護命令を受けている児童  
※児童扶養手当額よりも公的年金などの給付額が低額の場合は、差額の分の手当を受給することができます。

#### 特別児童扶養手当

療育手帳A、身体障害者手帳1級～3級、4級の一部に該当する20歳未満の児童や同等程度の障害状態にある児童を養育する父母、養育者に支給されます。なお、前年の所得が限度額以上の場合は支給停止となります。

**子育て支援課児童福祉係 ☎23-6045**  
**または各総合支所市民福祉課**

